

## 論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	小西 真理子（こにし まりこ）
○学位の種類	博士（学術）
○授与番号	甲 第982号
○授与年月日	2014年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第1項 学位規則第4条第1項
○学位論文の題名	共依存の倫理—精神分析と臨床心理を越えて—
○審査委員	（主査）小泉 義之（立命館大学大学院先端総合学術研究科教授） 竹中 悠美（立命館大学大学院先端総合学術研究科准教授） 松原 洋子（立命館大学大学院先端総合学術研究科教授） 品川 哲彦（関西大学文学部総合人文学科教授）

### <論文の内容の要旨>

本論文は、序章と終章を加えて全8章からなり、全体として第Ⅰ部と第Ⅱ部の二部で構成されている。

序章では、共依存をめぐる理論・運動・歴史が概説され、本論文の目的・意義・方法が提示され、あらかじめ先行研究の概要が述べられている。

第Ⅰ部は「共依存の概念史」と題され、第1章「共依存概念の誕生史」では、アルコール依存症の家族研究においてイネイブラー(enabler)概念が成立する過程を明らかにし、それがコ・アルコホリック(co-alcoholic)概念の成立を介することで、個人の病理と関係性の病理をもとに意味する共依存(co-dependence, co-dependency)概念の成立に繋がっていく過程が歴史的に辿られている。第2章「共依存の病理化」では、精神医学史を参照しながら、共依存の病理化の過程が理論的にも辿られている。そして、共依存をめぐるセラピストやカウンセラーによる臨床の実践と、依存症者自身による自助グループでの活動の経緯を辿って、その病理化が非病理化とも絡み合っていく両義的な様相が分析されていく。このように共依存をめぐる理論と活動の変遷を示した上で、第3章「共依存と精神分析」では、共依存の専門家たちが参照してきた精神分析家（カレン・ホーナイン、エーリッヒ・フロムなど）の理論を辿り直すことを通し、とくに神経症カテゴリーの消失過程に着目して、共依存概念とそれを使用する臨床や活動の変遷が理論的に捉え返されている。

第Ⅱ部は「共依存の理論とその倫理観」と題され、共依存をめぐるさまざまな議論に潜む倫理観を取り出しながら批判的な検討が進められている。

第4章「共依存とフェミニズム」では、共依存をめぐるラディカルフェミニズムとフェミニンフェミニズムの議論と論争を整理し、それらに共通する主体性概念を取り出し、それと共依存概念に含まれる関係性概念とを対比させながら、キャロル・ギリガンとそれ以降のフェミニズムとケア倫理の思潮も参照して、共依存の理論と現実に潜んでいる関係性を重視する倫理観を取り出し、それを関係内自己(self-in-relation)の倫理として捉え直している。第5章「共依存とトラウマ論」では、共依存がトラウマ論と接続していく過程、それと関連してアダルトチルドレン論や機能不全家族論とも接続していく過程を辿りながら、その過程で提起されてきた世代間連鎖や暴力性をめぐる諸問題について、共依存の現実を参照しながら分析が進められている。そして、第6章「共依存の回復論」では、共依存概念をめぐるさまざまな理論・臨床・活動に見出される回復論に着目し、自律主義や個人主義を原理としながら関係性からの分離による自己実現や成熟を目的として個人の病理から回復させていくとする倫理観をそこから取り出し、それらの批判的な検討が進められ、その上で、さまざまな回復論で不可視化されがちな倫理、すなわち、共依存者が両義的な関係性の只中で生きようとしている倫理を肯定していく方向性が素描されている。

終章では、本論文の達成が要約され、今後の研究課題と研究方向が提示されている。

#### <論文審査の結果の要旨>

共依存は、アルコール依存症の臨床におけるイネイブラー概念とコ・アルコールック概念が1970年代末に依存症一般へと拡大適用されるとともに、個人的な症状と関係性の病理の双方を意味する概念として成立し、その後、1980年代から、トラウマ論やアダルトチルドレン論とも接続しながら、主として米国で普及してきた概念である。米国では、共依存の現実をめぐる、多くのケースワーカーやセラピストやカウンセラーによってさまざまな臨床が展開され、関連する学会も創立されてきただけでなく、多くの自助グループが結成され、幾つかのベストセラーも含む多くの自助本も刊行されてきた。この動向は、1980年代に入って日本にも伝えられ、主として民間で影響を及ぼしてきた。この心理運動とも呼ぶべき動向についての学術研究としては、米国における臨床心理学分野でも数は少なく、社会学ではアンソニー・ギデンズが共依存に言及したこともあって多少の研究は出されてきたものの、本格的な学術研究はほとんどなされてこなかったと言える。本論文は共依存を主題とする本格的な学術研究であり、それだけで貴重な学術的成果であると評価することができるだけでなく、一般に心理主義化や心理ブームと呼ばれてきた動向についての今後の学術研究に対して有力なモデルを提供するものとなっており、その学術的意義は大きいと評価することができる。

本論文の第I部は、文献・資料に即して共依存概念の形成過程を初めて系統的に論述するものとなっている。また、同じく第I部は、精神医学・精神分析も参照し、共依存概念が、さまざまな経路で普及する心理学的諸概念と接続する過程を分析しながらその変容の過程を論述しており、その方式は、一般に心理主義化の動向を分析する上で重要な達成と

なっている。

本論文の第Ⅱ部は、共依存が自己の病理でも関係性の病理でもある病理として捉えられるからこそ、共依存からの回復論が、自律・成熟や分離・依存といったカテゴリーが時代ごとに帯びる肯定的な意味と否定的な意味を付加されていく次第を解明しており、それとの関係で共依存の肯定的な側面を浮き彫りにする方向性を示している点で、倫理的にも重要な問題提起を行っている。

口頭試問（2014年6月26日（木）14:00～15:30、於：創思館302号室）では、以上に示した本論文の達成が全審査員から高く評価された。その上で、禁酒法以後のアルコール依存症をめぐる歴史過程、自助グループに参加する階層、支援と介入をめぐる諸問題、自助グループに対する評価の問題、フェミニンフェミニズムやギデنزの回復論から取り出される倫理観とその批判、二者関係の病理性と非病理性を判別する際の観点、再帰性と反省性と自己省察の関係などについて質疑応答が行われ、数カ所についての補足的説明が要求された。そして、公聴会（2014年7月17日（木）14:00～15:00、於：創思館303・304号室）では、それぞれの論点について適切な応答がなされるとともに、そこで浮き彫りにされてきた課題を今後の研究課題として探求していく旨が表明された。

公聴会後の判定会議では、今後とも本学位請求者が臨床の現場と複数の学術分野の双方を見渡しながらか総合的な研究成果を発表していく可能性を有する研究者であることをあらためて確認しながら、全審査員は一致して、本論文がその学術的意義に照らして博士の学位に値すると判断した。

#### <試験または学力確認の結果の要旨>

申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。

先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上持つことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。

本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さに鑑みて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。

以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適当と判断する。